

神戸市と損害保険ジャパン株式会社との包括連携に関する協定書

神戸市（以下「甲」という。）と損害保険ジャパン株式会社（以下「乙」という。）とは、相互の連携を強化し、神戸の豊かな未来社会づくりに向け、共創による地域人材育成と市民一人ひとりの幸せの実現に協働で取り組むため、以下のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（連携事項）

第1条 甲及び乙は、前文の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1)生物多様性がもたらす自然環境の保全に関すること。
- (2)高齢者・障がい者の Well-being 向上に関すること。
- (3)地域防災力の向上に関すること。
- (4)大学都市神戸の推進に関すること。
- (5)神戸の情報発信に関すること。
- (6)その他、本協定の趣旨を実現するために必要なこと。

2 甲及び乙は、法令その他の規程又はそれぞれの組織内の規則、第三者との契約等に違反しない範囲で、前文の目的の実現を図るものとする。

3 甲及び乙は、当該年度に実施した事業について相互に共有するものとする。

（個別の協議）

第2条 甲及び乙は、前条第1項各号に掲げる事項を連携及び協力して実施するに当たっては、双方で協議を行い、具体的な内容、実施方法、役割分担その他必要となる事項について別途取り決めるものとする。

（守秘義務）

第3条 甲及び乙は、本協定に基づく取組の検討・実施により知った相手方の秘密情報を、相手方の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏えいしてはならない。

2 前項に定める義務は、本協定の終了後も存続するものとする。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、令和5年3月10日から令和6年3月31日までとする。

ただし、当該期間満了の1月前までに甲又は乙が相手方に対し特に意思表示をしない場合は、当該期間は更に1年間延長されるものとし、その後についても同様とする。

（協定の解除）

第5条 甲及び乙は、神戸市と民間事業者等との事業連携協定等に関する実施要綱を順守するものとし、これに違反した場合には、本協定を解除することができるものとする。

(疑義の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定の内容に疑義が生じたときは、甲及び乙が誠意をもって協議のうえ決定する。また、甲又は乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ書面をもって変更するものとする。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年 3月 10日

甲 兵庫県神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市
神戸市長 久元 喜造

乙 東京都新宿区西新宿一丁目26番1号
損害保険ジャパン株式会社
常務執行役員 山口 和寿